

弘前ハイヤー協会プレミアム商品券ご利用約款

(約款の趣旨)

第1条 協同組合弘前ハイヤー協会（以下「協会」といいます。）は、弘前ハイヤー協会お買物券付商品券（以下「商品券」といいます。）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、商品券の所持者（以下「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引をしていただきます。

(商品券の発行場所)

第2条 お客様は、「弘前ハイヤー協会お買物券付商品券」に指定された場所に限り、商品券を購入することができます。

(商品券が利用できる場合)

第3条 お客様は、商品券を「弘前ハイヤー協会お買物券付商品券取扱店一覧」に掲載された店舗及び「弘前ハイヤー協会お買物券付商品券取扱店」の表示のある弘前ハイヤー協会お買物券付商品券取扱店（以下これらを「取扱店」といいます。）で、券面表示の金額で代金の支払いに利用できます。ただし、協会又は取扱店が商品券の利用ができないものとして指定した商品券の代金のお支払いには、ご利用いただけません。

- 2 商品券をご利用される場合には、つり銭をお返しすることができませんので、あらかじめご容赦ください。
- 3 商品券をご利用になれる取扱店は、協会への取扱店申請や取扱の終了等によって、増減することがあります。

(商品券が利用できない場合1)

第4条 次の各号における場合には、商品券をご利用いただくことはできません。

- (1) 商品券が偽造又は変造されたものであるとき。
- (2) お客様が商品券を違法に取得したとき、又は違法に取得された商品券であることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。

(商品券が利用できない場合2)

第5条 次の各号における場合には、商品券をご利用いただくことはできません。

- (1) 商品券の破損により証票番号の照合ができないとき。
 - (2) 商品券の引換店押印欄に取扱店名印が押印されているとき。
 - (3) 商品券の3分の1以上が滅失しているとき。
- 2 商品券に記載の有効期限を過ぎたときは、商品券をご利用いただけませんので、ご了承ください。

(商品券の再交付をする場合)

第6条 前条の場合において、協会が、当該商品券が真正に作成されたものであること、及び未使用のものであることを確認でき、かつ、商品券の滅失が2分の1未満のときは、お客様は、協会が定める方法でその商品券をご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいた上、商品券の再交付を受けることができます。

(商品券を再交付しない場合)

第7条 お客様が、商品券を盗まれ、又は紛失された場合には、再交付しませんのでご了承ください。

(取扱店との関係)

第8条 お客様が商品券をご利用された際、万一、商品又はサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、商品券をご利用された当該取扱店舗との間で解決をしていただくものとします。

(換金の原則禁止)

第9条 商品券は、現金及び金券との引換えはできません。

2 お客様の事情によらずに商品券の利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、協会が定める方法で商品券をご提出いただくことにより、券面金額の払戻しを受けることができます。

(取扱いの変更)

第10条 協会は、商品券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附 則

この約款は令和2年11月1日から施行します。